



いたびつ **板櫃** <校訓>  
真理の探究  
自主躍進

令和6年5月9日(木)発行

校長 栗原 博巳

北九州市小倉北区白萩町8番1号

HP: www.kita9.ed.jp/itabitsu-j/

<学校教育目標>

自立・共生～自立心にあふれ、他を思いやる心をもった生徒の育成～

<目指す生徒像>

- ① 「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒(凡事徹底)
- ② 自ら考え、正しく判断し、進んで学習や諸活動に取り組む生徒(自立)
- ③ 思いやりの心を持ち、協力し合って集団生活の向上に努める生徒(共生)
- ④ 与えられた仕事に対し、役割を果たすことのできる生徒(責任)

## まちたんけん(井堀小が訪問しました！)



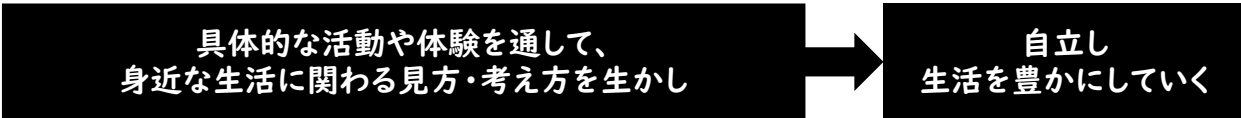
4月18日(木)到津小学校に続いて、5月9日(木)井堀小学校の2年生が生活科の授業の「まちたんけん」の活動の中で板櫃中学校を訪問しました。地域の様々な場所を訪問したり利用したりする活動を通して、地域の場所と自分との関わりを見付け、地域の様々な場所や人、出来事に気付くとともに、地域の場所や人に親しみを持ち、適切に接したり、安全に気を付けて生活したりしようとする事ができるようになります。自分たちの住んでいる板櫃(井堀)校区について体験的な活動を通して学ぶことで、様々な場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができます。また、校区のよさに気付くことで、それらを大切にしたい気持ちや地域と積極的に関わろうとする気持ちを育むことのできる単元です。小学校学習指導要領では、生活科の教科目標は次のとおりとなっています。



具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- (3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。

生活科の目指すところは、教科目標の特定の部分ではなく、全体において示されています。自立し生活を豊かにしていくための資質・能力は、一つ一つの単元や授業などにおいて、総合的に育成されていくものです。このような生活科の教科目標の構成は、下図のように示すことができます。



[育成を目指す資質・能力]

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- (3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。



## 命(いのち)の大切さを学ぶ教室



5月2日(木)に全校生徒を対象に『いのちの大切さを学ぶ教室(授業)』を実施しました。講師は、糸島市の大庭茂彌さんです。

大庭さんの次女、三弥子さん(当時21歳)は、24年前に飲酒運転の車に正面衝突され亡くなりました。家族を亡くした当事者から「いま生きていることが、当たり前だけど当たり前じゃない」、「外部要因で被害者になる可能性がある」などの話をさせていただくことで、あらためて「いのちの尊さ」を考える時間となりました。

2022年4月1日に施行された改正道路交通法では、いわゆる緑ナンバーだけでなく一定台数以上の白ナンバーの自動車を使用するドライバーにおいても、安全運転管理者によるアルコールチェックが義務化されました。

令和5年中の飲酒運転による交通事故件数は、2,346件で、前年と比べて増加(前年比+179件、+8.3%)し、そのうち、死亡事故件数は、112件で、前年と比べて減少(前年比-8件、-6.7%)しました。飲酒運転による死亡事故は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきましたが、平成20年以降は減少幅が縮小しています。飲酒有無別の死亡事故率を見ると、飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの約6.1倍と極めて高く、飲酒運転による交通事故は死亡事故につながる危険性が高いことが分かります。

飲酒運転に対する厳罰化が進み、少しずつ飲酒運転撲滅への意識がドライバーの間で高まりをみせてきていますが、まだまだ意識の低いドライバーは多くいます。また、飲酒運転は日ごろ車を運転しない人でも決して他人事ではありません。飲酒をしたドライバーだけでなく同乗者や車両提供者、酒類の提供者にも厳しい罰則が科せられるからです。全員での取組が必要です

では、飲酒運転はなぜ危険なのでしょう。アルコールは”少量”でも脳の機能を麻痺させます。飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。

アルコールには麻痺(まひ)作用があり、脳の働きを麻痺させます。一般に「酔う」とは、血中のアルコール濃度が高くなることにより、大脳皮質(理性や判断をつかさどる部分)の活動をコントロールしている大脳下部の「網様体」が麻痺した状態を言います。お酒に酔うと、顔が赤くなる、多弁になる、視力が低下するなどの変化が現れ始め、さらに知覚や運転能力をつかさどる部分が抑制されることにより、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりします。

このように、飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」「車間距離の判断を誤る」「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。

また、酒に弱いと言われる人だけではなく、酒に強いと言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼすことが各種調査研究により明らかになっていますので、飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません。

